



2024年12月27日

各位

会社名 株式会社サカイホールディングス
代表者 代表取締役社長 朝田 康二郎
(コード番号 9446 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 宮下 邦彦
(TEL. 052-262-4730)

当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対する
譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下、「本制度」という。）に基づき、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年1月24日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 15,300株
(3) 処分価額	1株につき 450円
(4) 処分総額	6,885,000円
(5) 処分予定先およびその人数ならびに処分株式の数	当社の執行役員 1名 500株 当社の従業員 25名 6,800株 当社子会社の取締役 3名 3,000株 当社子会社の従業員 9名 5,000株

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（以下、総称して「対象従業員等」という。）を対象に、対象従業員等が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員等は、本制度に基づき当社又は当社国内子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象従業員等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象従業員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 6,885,000 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 15,300 株を割り当てることといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 2 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員等 38 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について処分を受けることとなります。

なお、本制度は、各対象従業員等に対して現物出資するための金銭債権が当社又は当社国内子会社から支給されますので、本自己株式処分により、当社の従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員等に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分において、当社と対象従業員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025 年 1 月 24 日～2027 年 1 月 23 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象従業員等は、当該対象従業員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

なお、対象従業員等に、産休・育休等による休業期間が発生した場合、本譲渡制限期間は当該休業期間相当分を延長する。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点において、下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象従業員等が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

ただし、対象従業員等が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、2025 年 1 月から対象従業員等が当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した日を含む月までの月数を 24 で除した数に、当該時点において対象従業員等が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(4) 株式の管理に関する定め

対象従業員等は、東海東京証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年12月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である450円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上